

大分県報

令和三年
号外（三一）
三月三十一日

（水曜日）

目次

告 示

個人番号利用事務実施者である知事が適当と認める書類等を定める規程の一部改正……………	一
大分県医療計画の変更……………	一
大分県消防賞じゅつ金等支給規程の一部改正……………	一
大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程の全部改正……………	二
大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領の一部改正……………	四
大分県が発注する電子複写機等による複写サービス等に係る契約を締結する場合の競争入札に参加する者に必要な資格の全部改正……………	四
大分県が発注する電子複写機等による複写サービス等業務の契約に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領の制定……………	六
失業救済農山漁村臨時対策低利資金貸付規程の廃止……………	六
大分県受託県営土地改良事業取扱要綱の一部改正……………	二
大分県公共工事請負契約約款の一部改正……………	二
大分県土木設計業務等委託契約約款の一部改正……………	二
大分県建築設計業務等委託契約約款の一部改正……………	二
労働委員会告示	
大分県労働委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正……………	二
取用委員会告示	
大分県取用委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正……………	三
大分海区漁業調整委員会告示	
大分海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正……………	三
内水面漁場管理委員会告示	

令和三年三月三十一日

○告 示

大分県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正……………一四

大分県告示第二百四十五号

個人番号利用事務実施者である知事が適当と認める書類等を定める規程（平成二十七年大分県告示第七百十八号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第十二条第一号中「押印並びに」を削り、「記載及び押印」を「記載」に改める。

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

大分県告示第二百四十六号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の六の規定により、大分県医療計画を変更したので、同法第三十条の四第十八項の規定により、その内容を次のとおり告示する。

（「次のとおり」は、省略し、変更後の大分県医療計画は、大分県福祉保健部医療政策課、各保健所（部）、大分県情報センター（県庁舎本館一階）及び各地区情報コーナー（東部振興局、南部振興局、豊肥振興局、西部振興局、北部振興局、豊後高田土木事務所、別府土木事務所、臼杵土木事務所、豊後大野土木事務所、玖珠土木事務所及び中津土木事務所）に備え置いて、一般の縦覧に供する。）

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第二百四十七号

大分県消防賞じゅつ金等支給規程（昭和四十一年大分県告示第五百四十八号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第一号様式中「**四**」を削る。

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

大分県報号外（告示）

大分県告示第二百四十八号

大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程

大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程(平成十四年大分県告示第五百五十六号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この告示は、大分県契約事務規則(昭和三十九年大分県規則第二十二号)第十九条及び第三十条の規定に基づき、大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)の時期、方法等について定めるものとする。

(情報システム開発業務の定義)

第二条 この規程により、入札参加資格を定める「情報システム開発業務(以下「開発業務」という。)-」とは、次に掲げる業務とする。

- 一 システム分析
- 二 システム開発
- 三 システム運用・管理
- 四 ネットワーク関連業務
- 五 インターネット関連業務
- 六 データ処理
- 七 コンピュータ研修

(競争入札に参加できない者)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

- 一 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第百六十七条の四第一項(令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者(被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。)

- 二 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- 三 国税又は都道府県税を滞納している者
- 四 資格審査の申請を行う日(以下「申請日」という。)の属する月の前月の末日(以下「基準日」という。)において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者(基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。)

- 五 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- 六 第十条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(資格審査)

第四条 競争入札に参加することができる者は、基準日及び基準年度(申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度(当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度)をいう。以下同じ。)の決算時の実績において、知事が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があると認めたとする。

- 一 経営規模
- イ 自己資本額(基準年度の決算における自己資本金の額をいう。)
- ロ 流動比率(基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。)
- 二 技術者等要員の構成(基準日における入札参加資格の取得を希望する業務の実施に必要な要員の状況をいう。)
- 三 セキュリティ管理体制(基準日における保管データの管理やセキュリティ確保に必要な対策の状況をいう。)
- 四 その他知事が必要と認める事項

第五条 資格審査の申請の時期は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる期間とする。

- 一 新たに入札参加資格の取得を希望する場合 毎年三月一日から十二月三十一日まで
- 二 既に入札参加資格を取得し、第七条に規定する有効期限が満了する年に該当する者で、同年四月一日以降に入札参加資格の取得を希望する場合 同年一月一日から同月三

十一日まで

三 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条の規定が適用される契約の締結が見込まれる場合 知事が別に定める期間

四 前三号に掲げる期間のほか、知事が特に必要と認めた場合 知事が別に定める期間

2 資格審査を受けようとする者は、情報システム開発業務請負契約競争入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 営業に關し必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

二 都道府県税の納税証明書

三 消費税及び地方消費税並びに法人税（個人にあつては、申告所得税及び復興特別所得税）の納税証明書

四 法人にあつては、登記事項証明書（外国に籍を有する法人にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）及び定款

五 個人にあつては、第三条第一号に規定する者でないことを証する書類

六 登録を希望する開発業務の登録希望業種表

七 第三条第五号に規定する者ではないことの誓約書

八 第四条各号に規定する審査事項を記載した営業概要書

九 財務諸表（法人にあつては基準年度の決算における貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては青色申告書又は所得税確定申告書の写し）

十 委任状（支店長その他の者（以下「代理人」という。）に入札、契約書等に関する権限を委任する場合に限る。）

十一 前各号に掲げるもののほか、知事が指定する書類

（資格審査結果の通知）

第六条 知事は、審査申請書を受理したときは、入札参加資格の有無を決定し、その結果を当該審査申請書を提出した者に通知するものとする。

（入札参加資格の有効期間）

第七条 入札参加資格の有効期間は、次の各号に掲げる者について、当該各号に掲げる期間とする。

一 第五条第一項第一号、第三号及び第四号の規定に基づき申請を行った者 前条の規定により入札参加資格を取得した日から翌年度の三月三十一日まで

二 第五条第一項第二号の規定に基づき申請を行った者 申請を行った年の四月一日から

翌年度の三月三十一日まで

（入札参加資格の承継）

第八条 入札参加資格を取得した者（以下「入札参加資格者」という。）から、その営業の全部又は一部を承継した者（次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める者に該当し、当該者が当該営業の同一性を失うことなく事業を継続する場合に限る。）は、知事の承認を得て当該入札参加資格を承継することができるものとする。

一 個人が死亡等により営業を継続することができなくなった場合 その相続人又は二親等以内の親族

二 個人が法人を設立した場合 その法人

三 法人が合併又は分割等によりその営業を譲渡した場合 その営業を承継した法人

2 前項の規定により入札参加資格を承継しようとする者は、速やかに、情報システム開発業務競争入札参加資格承継承認申請書（以下「承継承認申請書」という。）に営業の全部又は一部を承継したことを証する書類を添え、第五条第二項各号に掲げる書類とともに知事に提出しなければならない。

3 知事は、承継承認申請書の提出があつた場合で、入札参加資格の承継を認めるときは、その旨を当該承継承認申請書を提出した者に通知するものとする。

（入札参加資格の変更申請及び変更届）

第九条 入札参加資格者は、当該入札参加資格の有効期間中に第四条に規定する審査の結果登録された開発業務（以下「登録された開発業務」という。）を変更しようとするときは、あらかじめ情報システム開発業務競争入札参加資格登録事項変更申請書（以下「変更申請書」という。）に別途知事が指定する書類を添え、知事に提出しなければならない。

2 知事は、変更申請書の提出があつた場合で、登録された開発業務の変更を認めるときは、その旨を当該変更申請書を提出した者に通知するものとする。

3 入札参加資格者は、当該入札参加資格の有効期間中に次の各号のいずれかに掲げる事項に該当した場合は、情報システム開発業務競争入札参加資格登録事項変更届（以下「変更届」という。）に別途知事が指定する書類を添え、遅滞なく知事に届け出なければならない。

一 商号、名称又は所在地を変更した場合

二 営業所の名称又は所在地を変更した場合

三 代表者又は代理人を変更した場合

四 代表者又は代理人の氏名に変更があつた場合

五 休業又は廃業することとなつた場合

- 六 営業に関し必要な許可、認可等に変更があった場合
- 七 前各号に掲げるもののほか、知事が別途定める事項に変更があった場合

(入札参加資格の取消し等)

第十条 知事は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は入札参加資格を停止した時から三年以内で知事が定める期間、競争入札に参加させないものとする。

- 一 令第六百六十七条の四第二項(令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。)に規定する者に該当すると判明した場合
- 二 第三条各号(第四号を除く。)に掲げる者に該当すると判明した場合
- 三 審査申請書、承継承認申請書、変更申請書又は変更届及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

四 休業若しくは廃業の届出又は登録された開発業務の全てを取り下げる届出を行った場合

合

- 2 知事は、前項第一号から第三号までの規定により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和三年九月一日から施行する。
- (入札参加資格の有効期間に関する規定の適用)
- 2 この告示第七条の規定は、令和三年九月一日以降に取得する入札参加資格について適用する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の際、現に大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程(以下「旧告示」という。)第三条の規定による入札参加資格の審査、旧告示第四条の規定による申請の時期及び方法並びに旧告示第七条の規定による変更届に関しては、なお従前の例による。

- 4 この告示の施行の際、現に旧告示の規定に基づく入札参加資格を取得している者の入札参加資格の有効期間については、旧告示第六条の規定を適用する。

大分県告示第二百四十九号

大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札参加資格を有する者に

対する指名停止等措置要領(平成二十七年大分県告示第百八十六号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第一条第一項中「平成十四年大分県告示第五百五十六号」第三条を「令和三年大分県告示第二百四十八号」第四条に改める。

第四条第一項中「行ったときは」、「変更したときは」及び「解除したときは」の下に「大分県情報システム開発業務」を加える。

附則

この告示は、令和三年九月一日から施行する。

大分県告示第二百五十号

大分県が発注する電子複写機等による複写サービスに係る契約を締結する場合の競争入札に参加する者に必要な資格を次のように定める。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

題名を次のように改める。

大分県が発注する電子複写機等による複写サービス等業務の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程

大分県が発注する電子複写機等による複写サービスに係る契約を締結する場合の競争入札に参加する者に必要な資格(平成十六年大分県告示第七百二十一号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この告示は、大分県契約事務規則(昭和三十九年大分県規則第二十二号)第十九条及び第三十条の規定に基づき、大分県が発注する電子複写機等による複写サービス等の契約に係る競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)の時期、方法等について定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電子複写機等 コピー機能、プリンタ機能、スキャナ機能及びファクシミリ機能の全部又は一部を有する機器をいう。

二 複写サービス等 電子複写機等を使用することによって提供される各機能によるサービスをいう。

(競争入札に参加できない者)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

一 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第六十七條の四第一項(令第六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者(被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。)

二 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

三 国税又は都道府県税を滞納している者

四 資格審査の申請を行う日(以下「申請日」という。)の属する月の前月の末日(以下「基準日」という。)において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者(基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。)

五 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

六 第十条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(資格審査)

第四条 競争入札に参加することができる者は、基準日及び基準年度(申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度(当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度)をいう。以下同じ。)の決算時の実績において、知事が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があると認めたとする。

一 経営規模

イ 従業員数(基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。)

ロ 自己資本額(基準年度の決算における自己資本金の額をいう。)

ハ 流動比率(基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。)

二 複写サービス等に係る年間契約実績(基準年度の販売等の実績をいう。)

三 その他知事が必要と認める事項

(申請の時期及び方法)

第五条 資格審査の申請の時期は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる期間とする。

一 新たに入札参加資格を取得しようとする場合 毎年七月一日から同月十五日まで

二 既に入札参加資格を取得し、第七条に規定する有効期限が満了する年に該当する者で、同年十月一日以降に入札参加資格の取得を希望する場合 同年七月一日から同月十五日まで

三 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条の規定が適用される契約の締結が見込まれる場合 知事が別に定める期間

四 前三号に掲げる期間のほか、知事が特に必要と認めた場合 知事が別に定める期間

2 資格審査を受けようとする者は、複写サービス等業務契約競争入札参加資格審査申請書(以下「審査申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 営業に関し必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

二 都道府県税の納税証明書

三 消費税及び地方消費税並びに法人税(個人にあつては、申告所得税及び復興特別所得税)の納税証明書

四 法人にあつては、登記事項証明書(外国に籍を有する法人にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類)及び定款

五 個人にあつては、第三条第一号に規定する者でないことを証する書類

六 第三条第五号に規定する者でないことの誓約書

七 第四条各号に規定する審査事項を記載した営業概要書

八 財務諸表(法人にあつては基準年度の決算における貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては青色申告書又は所得税確定申告書の写し)

九 委任状(支店長その他の者(以下「代理人」という。)に入札、契約書等に関する権限を委任する場合に限る。)

十 取扱商品等調査書

十一 電子複写機等の保守体制等に関する調査書

十二 前各号に掲げるもののほか、知事が指定する書類

(資格審査結果の通知)

第六条 知事は、審査申請書を受理したときは、入札参加資格の有無を決定し、その結果を

当該審査申請書を提出した者に通知するものとする。

(入札参加資格の有効期限)

第七条 入札参加資格の有効期間は、前条の規定により入札参加資格を取得した日から同日以後における最初の登録基準年(令和二年及び同年以後の二年ごとの年をいう。)の九月三十日までとする。

(入札参加資格の承継)

第八条 入札参加資格を取得した者(以下「入札参加資格者」という。)から、その営業の全部又は一部を承継した者(次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者に該当し、当該者が当該営業の同一性を失うことなく事業を継続する場合に限る。)は、知事の承認を得て当該入札参加資格を承継できるものとする。

一 個人が死亡等により営業を継続することができなくなった場合、その相続人又は二親等以内の親族

二 個人が法人を設立した場合、その法人

三 法人が合併又は分割等によりその営業を譲渡した場合、その営業を承継した法人

2 前項の規定により入札参加資格を承継しようとする者は、速やかに、複写サービス等業務契約競争入札参加資格承継申請書(以下「承継承認申請書」という。)に営業の全部又は一部を承継したことを証する書類を添え、第五条第二項各号に掲げる書類とともに知事に提出しなければならない。

3 知事は、承継承認申請書の提出があつた場合で、入札参加資格の承継を認めるときは、その旨を当該承継承認申請書を提出した者に通知するものとする。

(入札参加資格の変更届)

第九条 入札参加資格者は、当該入札参加資格の有効期間中に次の各号のいずれかに掲げる事項に該当した場合は、複写サービス等業務契約競争入札参加資格登録事項変更届(以下「変更届」という。)に別途知事が指定する書類を添え、遅滞なく知事に届け出なければならない。

一 商号、名称又は所在地を変更した場合

二 営業所の名称又は所在地を変更した場合

三 代表者又は代理人を変更した場合

四 代表者又は代理人の氏名に変更があつた場合

五 休業又は廃業することとなった場合

六 営業に関し必要な許可、認可等に変更があつた場合

七 前各号に掲げるもののほか、知事が別途定める事項に変更があつた場合

(入札参加資格の取消し等)

第十条 知事は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は入札参加資格を停止した時から三年以内で知事が定める期間、競争入札に参加させないものとする。

一 令第六百六十七条の四第二項(令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。)に規定する者に該当すると判明した場合

二 第三条各号(第四号を除く。)に掲げる事由に該当すると判明した場合

三 審査申請書、承継承認申請書又は変更届及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

四 休業又は廃業の届出を行った場合

2 知事は、前項第一号から第三号までの規定により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和三年九月一日から施行する。

(入札参加資格の有効期間に関する規定の適用)

2 この告示第七条の規定は、令和三年九月一日以降に取得する入札参加資格について適用する。

(経過措置)

3 この告示の施行の際、現に大分県が発注する電子複写機等による複写サービスに係る契約を締結する場合の入札に参加する者に必要な資格(以下「旧告示」という。)第三

三の規定による入札参加資格の審査、旧告示第四の規定による申請の時期及び方法並びに旧告示第七の規定による変更届に関しては、なお従前の例による。

4 この告示の施行の際、現に旧告示の規定に基づく入札参加資格を取得している者の入札参加資格の有効期間については、旧告示第六の規定を適用する。

大分県告示第二百五十一号

大分県が発注する電子複写機等による複写サービス等業務の契約に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領を次のように定める。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県が発注する電子複写機等による複写サービス等業務の契約に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領

(指名停止)

第一条 大分県知事(以下「知事」という。)は、有資格業者(大分県が発注する電子複写機等による複写サービス等業務の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程(令和三年大分県告示第二百五十号)第四条の規定により知事が入札参加資格を認めたる者をいう。以下同じ。)が別表第一から別表第四まで(以下単に「別表」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表及び第三条第一項から第四項までに定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 知事は、別表第三に掲げる措置要件に該当することを事由として前項の指名停止を行うときは、あらかじめ警察本部長の意見を聴くものとする。

3 知事が第一項の指名停止を行ったときは、契約担当者(大分県契約事務規則(昭和三十九年大分県規則第二十二号)第二条第一号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。)は、電子複写機等による複写サービス等業務(以下「複写サービス等業務」という。)の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人に関する指名停止)

第二条 知事は、前条第一項の規定により指名停止を行う場合において、当該有資格業者(以下「元請負人」という。)から再委託を受託した有資格業者(以下「下請負人」という。)が、当該指名停止について責めを負うべきことが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第三条 有資格業者が一の事案により別表に掲げる措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する指名停止の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表に定める短期の二倍の期間とする。

一 別表に掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後一年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなった

とき。

二 別表第二第一号から第三号まで又は第四号から第七号までに掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後三年を経過するまでの間に、それぞれ同表第一号から第三号まで又は第四号から第七号までに掲げる措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

3 知事は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表及び前二項に規定する指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の二分の一まで短縮することができる。

4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表及び第一項に規定する指名停止の期間の長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の二倍(当該長期の二倍が三十六月を超える場合は三十六月)まで延長することができる。

5 知事は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表及び前各項に定める期間の範囲内で当該指名停止の期間を変更することができる。

6 知事は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該指名停止に係る事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の通知)

第四条 知事は、第一条第一項又は第二条の規定により指名停止を行ったときは大分県複写サービス等業務指名停止通知書(第一号様式)により、前条第五項の規定により指名停止の期間を変更したときは大分県複写サービス等業務指名停止期間変更通知書(第二号様式)により、同条第六項の規定により指名停止を解除したときは大分県複写サービス等業務指名停止解除通知書(第三号様式)により、それぞれ当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が大分県が発注した複写サービス等業務の契約に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第五条 契約担当者は、次項に規定する場合を除き、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

2 契約担当者は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一

項第二号及び第五号から第七号までのいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けて、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができ、（再委託等の禁止）

第六条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が当該契約担当者の契約に係る複写サービス等業務の契約の全部又は一部を再委託し、又は受託することを承認してはならない。

（不当介入に係る通報の要請）

第七条 契約担当者は、契約の相手方である有資格業者が暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）から不当介入（同法第九条各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を受け、又は受けたおそれがあると認めるときは、当該有資格業者に対し、当該不当介入のおそれについて速やかに警察に通報するよう要請することができる。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第八条 知事は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（委任）

第九条 この要領に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

この告示は、令和三年九月一日から施行する。

別表第一（第一条関係）

虚偽記載等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>（虚偽記載）</p> <p>一 大分県が発注する複写サービス等業務の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、複写サービス等業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から一月以上六月以内</p>

（過失による粗雑業務）

二 大分県と締結した契約に係る複写サービス等業務の実施に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められる場合を除く。）。

三 前号に掲げる場合のほか、大分県内における複写サービス等業務の実施に当たり、過失により当該複写サービス業務に係る契約の履行を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。

（契約違反）

四 第二号に掲げる場合のほか、大分県の発注する複写サービス等業務の実施に当たり、契約に違反し、複写サービス等業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。

別表第二（第一条関係）

贈賄・あつせん利得及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>（贈賄・あつせん利得）</p> <p>一 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が、大分県の職員に対して行った贈賄又はあつせん利得の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>二 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄又はあつせん利得の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>三 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄又はあつせん利得の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>（独占禁止法違反行為）</p> <p>四 大分県と締結した契約に係る複写サービス等業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」とい</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から十二月以上二十四月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から九月以上十八月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から六月以上十二月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から六月以上十二月以内</p>

<p>う。）第三条又は第八条第一号に違反し、複写サービス等業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>五 次に掲げる区分に応じ、業務に関し独占禁止法第三条又は第八条第一号に違反し、複写サービス等業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>イ 大分県内における業務に関する違反行為</p> <p>ロ イ以外の業務に関する違反行為</p>	<p>当該認定をした日から九月以上十八月以内 当該認定をした日から六月以上十二月以内</p>
<p>（競売入札妨害又は談合）</p> <p>六 大分県と締結した契約に係る複写サービス等業務に関し、有資格者である個人又は有資格者である法人の役員若しくは使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>七 有資格者である個人又は有資格者である法人の役員若しくは使用人が、次に掲げる者の発注する複写サービス等業務に関し競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>イ 大分県内の他の公共機関</p> <p>ロ イに掲げる者以外の者</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から十二月以上二十四月以内</p>
<p>（不正又は不誠実な行為）</p> <p>八 別表第一及び前各号に掲げる場合のほか、暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第一号に規定する暴力的不法行為等をいう。）をし、又は業務に関し不正若しくは不誠実な行為をし、複写サービス等業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>九 別表第一及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）の規定による罰金刑を宣告され、複写サービス等業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。（情報の漏えい）</p> <p>十 大分県の発注する複写サービス等業務の実施に当たり、</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から九月以上十八月以内 逮捕又は公訴を知った日から六月以上十二月以内</p> <p>当該認定をした日から一月以上九月以内</p> <p>当該認定をした日から一月以上九月以内</p> <p>当該認定をした日から一月以上九月以内</p>

<p>知り得た情報を故意又は過失により第三者に漏らしたと認められるとき（軽微であると認められる場合を除く。）。</p> <p>十一 前号に掲げる場合のほか、大分県内における複写サービス等業務の実施に当たり、知り得た情報を故意又は過失により第三者に漏らしたと認められるとき（軽微であると認められる場合を除く。）。</p>	<p>月以上六月以内 当該認定をした日から一月以上三月以内</p>
---	---------------------------------------

<p>別表第三（第一条関係） 暴力団関係者等の排除に関する措置基準</p>	
<p>措置要件</p> <p>有資格者である個人、有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者の経営に事実上参加している者が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認められるとき。</p> <p>一 有資格者が暴力団関係者であるとき。</p> <p>二 有資格者が暴力団関係者を使用したとき。</p> <p>三 有資格者が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたとき。</p> <p>四 有資格者が暴力団関係者と密接な交際等を有しているとき。</p>	<p>期間</p> <p>当該認定をした日から十二月以上二十四月以内</p>

<p>別表第四（第一条関係） その他の措置基準</p>	
<p>措置要件</p> <p>大分県が発注する複写サービス等業務に関し正当な理由がなく契約を締結せず、又は契約を履行しなかつたとき。</p>	<p>期間</p> <p>当該認定をした日から一月以上九月以内</p>

第1号様式(その1) (第4条関係)

第 年 月 日	号
住 所 商号又は名称 代表者氏名	殿
大分県知事	印
大分県複写サービス等業務指名停止通知書	
この度、貴 が ことは、誠に遺憾である。 よって、下記のとおり指名停止を行うことにしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。	
記	
1 指名停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで (箇月)
2 指名停止の理由	

第1号様式(その2) (第4条関係)

第 年 月 日	号
住 所 商号又は名称 代表者氏名	殿
大分県知事	印
大分県複写サービス等業務指名停止通知書	
この度、貴 が ことは、誠に遺憾である。 よって、下記のとおり指名停止を行うことにしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告された	
い。	
記	
1 指名停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで (箇月)
2 指名停止の理由	
3 改善措置報告期限	年 月 日

第2号様式（第4条関係）

住 所 商号又は名称 代表者氏名	殿	大分県知事	印	第 年 月 日
大分県複写サービス等業務指名停止期間変更通知書				
先に 年 月 日付け第 号をもって 貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので、通知する。				
記				
1 従前の指名停止の期間	年 月 日から	年 月 日まで	（ 箇月）	
2 変更後の指名停止期間	年 月 日から	年 月 日まで	（ 箇月）	
3 変更理由				

第3号様式（第4条関係）

住 所 商号又は名称 代表者氏名	殿	大分県知事	印	第 年 月 日
大分県複写サービス等業務指名停止解除通知書				
先に 年 月 日付け第 号をもって 貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止を解除したので通知する。				
記				
1 解除年月日	年 月 日			
2 解除理由				

大分県告示第二百五十二号

失業救済農山漁村臨時対策低利資金貸付規程(昭和六年大分県告示第十二号)は、廃止する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第二百五十三号

大分県受託県営土地改良事業取扱要綱(昭和四十年大分県告示第三百十八号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第一号様式中「㊦」及び注を削る。

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

大分県告示第二百五十四号

大分県公共工事請負契約約款(平成二十三年大分県告示第三百十六号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第三十四条第六項中「二・六パーセント」を「二・五パーセント」に改める。

第三十七条ただし書中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第五十五条第三項、第五十六条第五項及び第五十八条第二項中「二・六パーセント」を「二・五パーセント」に改める。

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

大分県告示第二百五十五号

大分県土木設計業務等委託契約約款(平成二十三年大分県告示第三百十七号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

第三十四条第六項、第五十条第一項及び第二項、第五十一条第五項並びに第五十三条第二項中「二・六パーセント」を「二・五パーセント」に改める。

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

大分県告示第二百五十六号

大分県建築設計業務等委託契約約款(平成二十三年大分県告示第五百七十三号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第二十六条第一項中「設計図書等」を「設計仕様書等」に改める。

第三十九条第六項、第五十五条第一項及び第二項並びに第五十六条第五項中「二・六パーセント」を「二・五パーセント」に改める。

第五十八条第二項中「支払い」を「支払」に、「二・六パーセント」を「二・五パーセント」に改める。

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

○労働委員会告示

大分県労働委員会告示第一号

大分県労働委員会が保有する個人情報等の保護等に関する規程(平成十四年大分県地方労働委員会告示第五号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県労働委員会会長 深 田 茂 人

「住 所」 「郵便番号」

第二号様式中 「住 所」 「郵便番号」 「代表者の氏名及び代表者の印」を「及び代表者の氏名」に改める。

「住 所」 「郵便番号」

第二号様式の二中 「住 所」 「郵便番号」

「住 所」 「郵便番号」

「代表者の氏名及び代表者の印」を

<p>氏名」氏名」 「及び代表者の氏名」に於て「□法人である代理人にあつては、法人印鑑証明書」を添へる。 「住所」郵便番号 第十四号様式の中 住所 氏名」 「、代表者の氏名及び代表者印」や「及び代表者の氏名」に於て「□法人である代理人にあつては、法人印鑑証明書」を添へる。 附則 この告示は、令和三年四月一日から施行する。</p>	<p>第十四号様式の中 住所 氏名」 「、代表者の氏名及び代表者印」や「及び代表者の氏名」に於て「□法人である代理人にあつては、法人印鑑証明書」を添へる。 附則 この告示は、令和三年四月一日から施行する。</p>
<p>○収用委員会告示 大分県収用委員会告示第一号 大分県収用委員会が保有する個人情報等の保護等に関する規程（平成十四年大分県収用委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。 令和三年三月三十一日</p> <p>住所 郵便番号 大分県収用委員会</p>	<p>○大分海区漁業調整委員会告示 大分海区漁業調整委員会告示第十号 大分県報号外（労働委告示・収用委告示・大分海区漁業調整委告示）</p>

大分海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十四年大分海区漁業調整委員会告示第十一号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分海区漁業調整委員会会長 内 田 健

第二号様式中
「住所」 「郵便番号」
氏名 氏名
「及び代表者の氏名」
氏名

第二号様式の二
「住所」 「郵便番号」
氏名 氏名
氏名 氏名
「及び代表者の氏名」
氏名

「及び代表者の氏名」
氏名
「□」法人である代理人にあつては、法人印鑑証明書」を
提出する。

第十号様式中
「住所」 「郵便番号」
氏名 氏名
氏名 氏名
「及び代表者の氏名」
氏名

第十号様式の二
「住所」 「郵便番号」
氏名 氏名
氏名 氏名
「及び代表者の氏名」
氏名
「□」法人である代理人にあつては、法人印鑑証明書」を
提出する。

第十四号様式中
「住所」 「郵便番号」
氏名 氏名
氏名 氏名
「及び代表者の氏名」
氏名
「□」法人である代理人にあつては、法人印鑑証明書」を
提出する。

第十四号様式の二
「住所」 「郵便番号」
氏名 氏名
氏名 氏名
「及び代表者の氏名」
氏名
「□」法人である代理人にあつては、法人印鑑証明書」を
提出する。

監 前

（施行期日）

- この告示は、令和三年四月一日から施行する。
（改正前の大分海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程に定める様式による用紙に関する経過措置）
- 改正前の大分海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程第二号様式、第二号様式の二、第十号様式、第十号様式の二、第十四号様式及び第十四号様式の二の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

○内水面漁場管理委員会告示

大分県内水面漁場管理委員会告示第一号

大分県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十四年大分県内水面漁場管理委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県内水面漁場管理委員会会長 岩 本 郁 生

第二号様式中
「住所」 「郵便番号」
氏名 氏名
氏名 氏名
「及び代表者の氏名」
氏名

第二号様式の二
「住所」 「郵便番号」
氏名 氏名
氏名 氏名
「及び代表者の氏名」
氏名
「□」法人である代理人にあつては、法人印鑑証明書」を
提出する。

第十号様式中
「住所」 「郵便番号」
氏名 氏名
氏名 氏名
「及び代表者の氏名」
氏名
「□」法人である代理人にあつては、法人印鑑証明書」を
提出する。

第十号様式の二
「住所」 「郵便番号」
氏名 氏名
氏名 氏名
「及び代表者の氏名」
氏名
「□」法人である代理人にあつては、法人印鑑証明書」を
提出する。

監 前

る。

第十四号様式中
「住所」及び「郵便番号」
第十四号様式中
「住所」及び「郵便番号」
「代表者の氏名及び代表者印」及び「及び代表者の氏名」に改める。

第十四号様式の二中
「住所」及び「郵便番号」
「代表者の氏名及び代表者の印」及び「及び代表者の氏名」に改める。 「□法人である代理人にあつては、法人印鑑証明書」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。
(改正前の大分県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程に定める様式による用紙に関する経過措置)
- 2 改正前の大分県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程第二号様式、第二号様式の二、第十号様式、第十号様式の二、第十四号様式及び第十四号様式の二の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。